空白期間等がある場合の共済組合加入要件等について

次のような空白期間等がある場合、共済組合員の資格の継続要件等は次のとおりとします。

・常勤職員 → フルタイム再任用
・臨時的任用職員 → 常勤職員
・臨時的任用職員 → 臨時的任用職員
・フルタイム再任用 → 臨時的任用職員　等

<table>
<tr><th>組合員資格</th><th>異動形態</th><th>空白期間</th><th>提出書類等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">継続する場合</td><td rowspan="2">同一の任命権者間</td><td>次回の任用予定が明らかに認められる場合、次の空白期間は組合員資格を継続する</td><td rowspan="2">【手続不要】
新所属の事務担当者は、組合員本人所有の組合員証を確認し、組合員証番号を記録する</td></tr>
<tr><td>・任用期間の終了日と新たな任用期間の開始日の間に生じた31日以内の空白期間等。ただし、一月の任用期間等が１日以上ない場合を除く。</td></tr>
<tr><td>異なる任命権者間</td><td>任用期間終了日と新たな任用期間開始日の間に空白期間がない場合は、組合員資格を継続する</td><td>＜組合員異動報告書（転入用）＞
新所属の事務担当者は、組合員本人所有の組合員証を確認し、組合員証番号を記録する</td></tr>
<tr><td rowspan="4">継続しない場合</td><td rowspan="2">同一の任命権者間</td><td>空白期間等が31日を超えるる場合は、資格を継続しない。
例）3/24県任用終了
4/27県任用開始</td><td rowspan="4">＜組合員資格取得届＞
旧所属において＜組合員異動報告書（転出用）＞を提出するとともに組合員証を返納する</td></tr>
<tr><td>空白期間等が31日以内であっても、一月１日以上任用期間等がない場合は、資格を継続しない
例）8/31県任用終了
10/1 県任用開始
9月任用期間なし</td></tr>
<tr><td>異なる任命権者間
・県内の異動
[神奈川支部内の所属所間の異動]</td><td>１日でも空白期間がある場合は、継続しない
例）3/27県任用終了
4/1 横浜市任用開始</td></tr>
<tr><td>異なる任命権者間
例）
・県外[他支部]から
・市町村費や知事部局等[他共済]から</td><td>空白期間がない場合でも、継続しない
例）3/31他県公共済
4/1 神奈川支部</td></tr>
</table>